

## 講習会開催における緊急時（自然災害等）の対応基準について

自然災害や異常気象等の緊急時において、受講者、講師、職員の安全を最優先とし、講習の中止、中断の判断を迅速、的確に実施するため、その基準を設けることとする。

また、基準を円滑に運用するため受講者及び申込事業場にご理解、ご協力いただくためホームページ、講習案内書及び受講票に中止、中断についての文言を掲載し周知することとする。

### 1 講習の事前中止、中断に関する基準

講習の事前中止、当日の中断・中止については、下記の事項に基づき判断及び対応をすることとする。

### 2 検討すべき自然災害等について（例：台風、大雨、大雪、雷、気温の上昇等）、（以下、異常気象等という。以下同じ。）

- (1) 当日の講習開始前に異常気象等の悪天候が予測される場合（以下、事前の中止）
- (2) 講習実施中に異常気象等のため、危険が予測される場合（以下、当日の中断・中止）
- (3) 地震等が発生した場合（以下、事前の中止、当日の中断・中止）

### 3 講習会の中止・中断基準について

#### (1) 事前の中止についての対応基準

- ① 異常気象等、事前に気象庁の予報により、講習開催日に当該開催地に対して警報が発令され危険が予測される場合には、講習会を中止とする。
- ② 地震等予測不可能な事態が発生し、開催会場等を使用することが危険と予測される場合には、講習会を中止とする。
- ③ 中止の判断については、原則講習会前日の15時までに決定し、決定後、関係部署、受講者または申込事業場へ連絡することとする。

#### (2) 講習会の当日の一時中断・中止についての対応基準

##### ① 講習の一時中断について

- ・講習開始後、異常気象等の悪天候のうち、やや軽度なもの、一過性であり回復の見込みがあると判断をした時及び地震が発生した時には一時中断し、状況に応じて再開する。

なお、この場合、受講者及び講師は安全な場所に待機することとする。

- ・出来るだけ速やかに決定し、決定後、関係部署及び受講者へ連絡することとする。

## ② 講習の中止について

- ・講習開始後、台風等の悪天候で、天候の回復がなく、講習会場の状況が悪くなっていると判断した時及び地震等で大きな被害が発生した時には中止する。

なお、強風とは10分間の平均風速、大雨とは1回の降雨量、大雪とは1回の降雪量等を考慮するものとする。

- ・JR等の公共交通機関の運行停止等の発表があった場合又は予測される場合には講習会を中止とする。
- ・中止の判断については、出来るだけ速やかに決定し、決定後、関係部署及び受講者へ連絡することとする。

## 4 講習会中止と判断した後の受講者への連絡方法等について

- (1) 講習会を事前中止とした場合には、ホームページに中止を掲示する。
- (2) 受講者には、電話等により本人及び事業場に連絡する。
- (3) 当日、中止した場合には、受講者には現地で説明をするとともに、事業場に連絡する。

## 5 講習会中止後の受講者の再受講等について

- (1) 講習の中止後、受講日を変更する場合の受講料・テキスト代については追加料金を請求しない。
- (2) 本人が受講を取りやめて受講料・テキスト代の返金を希望する場合には返金する。  
(返金に係る振込手数料は協会負担とする。)
- (3) 講習計画、講師等の手配が可能な場合には、臨時の講習会の開催を検討し開催する。
- (4) 学科を途中で中止とした場合には、原則、初日からの受講とする。
- (5) 実技を途中で中止とした場合には、原則、残りの日数と時間数とする。
- (6) その他については、個別に判断する。

## 6 今後の受講募集に当たっての周知方法について

- (1) 上記2に記載した内容等を踏まえ、講習会を中止する又は、延期することがある旨をホームページに掲載し受講者及び事業場に理解を得ることとする。
- (2) 前記と同様な内容を講習案内書及び受講票に記載して理解を得ることとする。